

「出席停止」はどんなとき？

お子さんの病気によっては、学校を休んでも「欠席」にならないものがあります。これを「出席停止」といいます。出席停止は、学校やクラスでの感染を防ぐためでもあります。何よりお子さん自身の休養と治療のためです。病気が治りましたら、登校許可診断書（用紙は学校にあります）に記入してもらって、登校してください。（現在インフルエンザについては不要です）

おもな病気と出席停止期間

- インフルエンザ …… 熱が下がった後、2日を経過するまで
- 百日咳 …… 特有の咳がなくなるまで
- 麻疹（はしか） …… 熱が下がった後、3日を経過するまで
- 風疹 …… 発疹がなくなるまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） …… 耳下腺の腫れがなくなるまで
- 水痘（みずぼうそう） …… すべての発疹が、かさぶたになるまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） …… おもな症状がなくなった後、2日を経過するまで

※上記の伝染病は、この通りでなくとも医師の許可があれば登校できます。

- 結核
 - 腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）
 - 流行性角結膜炎
 - 急性出血性結膜炎
- 医師の許可が
できるまで

○その他の伝染病 …… 必要があれば出席停止にする伝染病で、すべて一律に出席停止になるわけではありません。
主治医から指示があれば、学校に連絡して下さい。

尚、わからないことがありましたら、学校へお問い合わせください。

※登校許可診断書は学校で受け取るか、永寿小学校ホームページ（<http://www.kaizuka.ed.jp/weblog/index.php?id=kaizuka39>）内の☆配布文書にあります『登校許可診断書』（<http://www.kaizuka.ed.jp/weblog/data/kaizuka39/14128/14128.pdf>）を印刷してもご使用できます。